

『育児中女性・障がい者雇用における現状と課題および関係法令解説と事例』講習会

開催日時:平成 22 年 12 月 8 日(水)13:00~17:00

会場:文京シビックホール 3F(会議室 1~2)

Q. 職場ではアスペルガー症候群と診断された者がおり、職場でコミュニケーションがとれずに業務に支障を生じております。この者は手帳を持っておらず、法定雇用率に含まれておりません。このような手帳がなくても診断されたら法定雇用率に含めることはできないのでしょうか。

A. 診断だけでは法定雇用率に算定されませんが、ご本人も事業主も何か困り事があれば手帳を所持していなくても各都道府県の発達障害者支援センターに相談し支援を受けることができます。一度相談をされてみてはいかがでしょうか。